

## 諫早文化会館施設利用料減額（申請）について

次の①～⑤に該当すると会館が認めた団体、催事は施設利用料減額申請ができます。

利用申請と同時に減額申請欄に団体名の記入、押印（公印）が必要です。支払い済み利用料の減額はできません。

- ① 国、県又はその機関の行事
- ② 諫早市又はその機関の行事
- ③ 諫早市又はその機関との共催で必要経費の全て、又は一部を市費で負担する行事
- ④ 諫早市に所在する学校が教育を目的とした行事
- ⑤ その他市内に所在する公共団体の行事

施設利用料の減額申請欄に該当する番号に○をつけてください。